

公立学校共済組合短期給付事業一覧

令和8年4月1日現在

※ 給付事由が生じた日から2年間請求しないときは、時効となります。

区分		給付の種類等	対象者	給 付 事 由	法 定 給 付	附 加 給 付		
保健給付	病 気 ・ 負 傷	療養の給付	組	マイナ保険証又は資格確認書等を提示して医療機関にかかったとき	総医療費の70/100（共済組合負担）	総医療費の30/100（窓口自己負担）	法定給付 共済負担	
		訪問看護療養費			総食事費－自己負担額			
		入院時食事療養費			総医療費の70/100（共済組合負担）			
		被	家族療養の給付		総医療費の30/100（窓口自己負担）			
			家族訪問看護療養費		総食事費－自己負担額			
			入院時食事療養費		総食事費－自己負担額			
		高額療養費	組・被	1か月の自己負担額が自己負担限度額を超えたとき P32（別表7）	—	一部負担金払戻金(組) 家族療養費附加金(被) 自己負担額から基礎控除額を控除して得た額 (100円未満の端数切捨て) P32（別表8）	自動給付	
		高額介護合算療養費	組・被	1年間の医療と介護の自己負担が高額なとき	医療保険の自己負担と介護保険の利用者負担の年間合計額が一定の限度額を超えたとき			
		療養費	組	マイナ保険証又は資格確認書等を提示しないとき (治療用装具、はりきゅう等) ※医師が治療のため必要と認めたとき	保険診療を基準とした額又は定額の70/100			
		家族療養費	被					
		移送費	組	緊急の場合等で、医師が移送を必要と認めたとき	実費相当額	—		
		家族移送費	被					
	出 産	出産費	組	出産したとき	488,000円 産科医療補償制度対象の医療機関等において出産した場合は、12,000円を加算 (500,000円)	出産費附加金（組） 家族出産費附加金（被） 50,000円	請 求	
		家族出産費	被					
	死 亡	埋葬料	組	死亡したとき	50,000円	埋葬料附加金（組） 家族埋葬料附加金（被） 25,000円		
		家族埋葬料	被					
休業等給付	休 業 ・ 欠 勤	傷病手当金	組	傷病のため休職し給料の全部又は一部が支給されないとき	(標準報酬月額×1/22×2/3) × 支給日数 (1年6月間、結核性の病気は3年間)	傷病手当金附加金 傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日から6か月間の範囲において傷病手当金と同額を給付		
		出産手当金		出産のため休職し給料の全部又は一部が支給されないとき	(標準報酬月額×1/22×2/3) 出産予定日前又は産前42日・産後56日以内	—		
		休業手当金		被扶養者などの傷病看護等のため欠勤し、給料が支給されないとき	(標準報酬月額×1/22×50/100) × 支給日数	—		
		育児休業手当金		育児休業を取得したとき (育児休業開始日から子が1歳に達する日又は育児休業終了日のいずれか早い日まで)	最初の180日 (標準報酬月額×1/22×67/100) × 支給日数 180日経過後 (標準報酬月額×1/22×50/100) × 支給日数 又は、給付上限相当額×支給日数	—		
		育児休業支援手当金		子の出生直後の一定期間に両親ともに育児休業を取得したとき（育児休業の期間が28日に達するまで）	標準報酬月額×1/22×13%×支給日数 又は給付上限相当額×支給日数	—		
		育児時短勤務手当金		2歳に満たない子を養育するために時短勤務をしたとき	報酬の額の10% ただし、当月の報酬の額が標準報酬月額の90%以上あるときは算出方法が異なります。	—		
		介護休業手当金		介護休業を取得したとき (介護休業の日数を通算して66日を超えない期間)	(標準報酬月額×1/22×67/100) × 支給該当日数 又は、給付上限相当額×支給日数	—		
災害給付	災 害	災害見舞金	組・被	非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき	標準報酬月額×1月分×「損害の程度に応じ定められた月数」 (3月分～0.5月分)	—		
		弔慰金	組	不慮の災害で死亡したとき	標準報酬月額	—		
		家族弔慰金	被		標準報酬月額×0.7	—		

※対象者 組…組合員 被…被扶養者

標準報酬月額…(給料月額+実際に支給された諸手当)の3か月の平均額を標準報酬等級表に当てはめたもの。

支給日数・支給該当日数…土・日を除く

※義務教育就学前の被扶養者の法定給付について、総医療費の80/100（共済組合負担）、総医療費の20/100（窓口自己負担）となります。

詳細につきましては、ホームページで確認願います。

(別表7) 高額療養費に係る自己負担限度額

【70歳未満の方の区分】

適用区分 (※1)	所得区分 (標準報酬月額)	高額療養費に係る自己負担限度額	多数回該当 (※2)
ア	83 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000) × 1%	140,100 円
イ	53 万円以上～83 万円未満	167,400 円 + (総医療費 - 558,000) × 1%	93,000 円
ウ	28 万円以上～53 万円未満	80,100 円 + (総医療費 - 267,000) × 1%	44,400 円
エ	28 万円未満	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税(低所得者)	35,400 円	24,600 円

※1 適用区分は限度額適用認定証に係る区分になります。

※2 多数回該当・・・同一世帯で1年間に3回以上高額療養費に該当した場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられます。ただし、保険者が変わった場合や、被保険者から被扶養者になった場合などは回数に通算されません。

所得区分		高額療養費自己負担限度額	
標準報酬月額		外来(個人ごと)	入院含めた世帯合算
現役並み所得者	83 万円以上	252,600 円 + (総医療費 - 842,000) × 1% 多数回該当の場合 140,100 円	
	53 万～79 万円	167,400 円 + (総医療費 - 558,000) × 1% 多数回該当の場合 93,000 円	
	28 万～50 万円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000) × 1% 多数回該当の場合 44,400 円	
一般		18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 多数回該当の場合 44,400 円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税等	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ 住民税に係る所得金額がない等		15,000 円

(別表8) 一部負担金払戻金・家族療養費附加金

自己負担額が以下の表に掲げる自己負担限度額を超えた場合、給付されます。

一部負担金払戻金等の自己負担限度額	25,000 円 (上位所得者(標準報酬月額 530,000 円以上) 50,000 円)
合算高額療養費が給付される場合における一部負担金払戻金等の自己負担限度額	50,000 円 (上位所得者(標準報酬月額 530,000 円以上) 100,000 円)